

【注意喚起】眼科手術におけるトリパンプルーの使用について（続報）

令和8年3月4日

日本眼科学会
日本眼科医会
日本眼感染症学会

昨年12月26日付で、日本眼科学会、日本眼科医会、日本眼感染症学会から、トリパンプルーに関するご報告をいたしました。

https://www.gankaikai.or.jp/news/detail2/_icsFiles/afeldfile/2025/12/25/20251224_trypanblue.pdf

その直後、厚生労働省より「トリパンプルー染色液が原因と推測される真菌による眼内炎発症事例について」と題する以下の文書が発出されました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001625452.pdf>

当該文書には以下のとおり記載されています。

（現時点で真菌が検出された製品（真菌による眼内炎を発症した患者において使用されたことが判明しているもの、未開封のもの、開封済みのもの）のロット番号：武藤化学「0.4%トリパンプルー（品番 33201）」240617、250219、250414、250508、250516、250610、250620、250812）

このたび、新たなロット番号として 250716 が本会に報告されました。各医療機関におかれましては、より一層慎重に判断いただくとともに、非医療用トリパンプルー染色液の使用をお控えください。また、既に当該製品を使用した患者に対しては、眼内炎の発症の有無について適切なフォローアップをお願いいたします。